

令和２年度 創業支援利子補給補助金

1 内容

川西町は、下記に掲げる融資を受け、創業または新分野進出を行う事業者の方に対し、一定の割合で利子補給を行います。

2 補助対象者

川西町内に事業所を有する中小企業者または川西町内で創業する方で、次の表に掲げる各種の融資を令和２年４月１日以後受けた方。

金融機関・資金名	対象となる資金
株式会社日本政策金融公庫	創業または新分野進出を行うための設備資金及び運転資金
株式会社商工組合中央金庫	
山形県商工業振興資金	
民間金融機関	

3 補助対象期間・補助金額

- 補助対象融資限度額 ５００万円以内
- 利子補給額 融資額又は限度額のどちらか少ない額の年利１．０％以内相当額（※１５万円を上限）
- 利子補給期間 ３年以内
- その他 原則として１対象者につき１件の補助

4 申請方法

補助金の交付を希望される方は、「**交付申請書**」に下記２点の書類を添付してご提出ください。

- １．融資契約書の写し
- ２．返済予定表又は履歴書の写し

「**交付申請書**」の様式は川西町役場 産業振興課にて用意しているほか、町ホームページ「創業支援利子補給補助金（<http://www.town.kawanishi.yamagata.jp/sangyokanko/sogyo27.html>）」にてダウンロードできます。

※交付決定した金額が予算額に達した際、申請の受付を締切りますのでご注意ください。

○申込み・問合せ先 川西町役場 産業振興課 商工グループ
(川西町大字上小松１５６７番地 TEL ０２３８－４２－６６４５)